863
11

国立国会図書館　タイトル『戎夷舶来事略』 請求記号 863-11

ガラス使用

863-11

戎夷舶来事略

竹内松平文庫

帝国図書館

天正四年

北條五代記ニ云天正四年の比三官と唐
人氏政小田原の虎の印判をいただきてよ
渡り三年目の戊寅七月二艘の黒舟三崎の浦よ
長崎へ唐人氏清をみて黒舟千艘つゝ
せとうち元〳〵もとつゝまとふ船よ氏
政の指使にて安房国三崎へ
来りて唐と日本の口銭出合商買の仕
ル事みとゝ

天正十五年

九州道の記ニ云細川玄旨法不等記天正十五年三月
九州道の記ニ云石見国浦小畑と云浦へ唐
船の来てみてのもを船人のうち三つ

はん物せんとて処々ゟかねをよせ集めしところ
松前まて浦つたひしてこまかにとゝのへしかねの
おりしなりとそ

慶長元年

太閤記云去ル長曽我部元親領せらる浦
戸の湊ゟ十八里沖におひたゝしき大船寄来
慶長元年九月八日寄来る長曽我部方へ告け
来りし也則小舟を仕立乗せて参るへしと被仰ハ東雲
其船のあまりなれとも本国へ高貴のためにかの小舟
よりつゝる甚陽かせて帳をあけ船換し船之
者共迄人水を渇し過半死して仕捨て置頭

二百五拾人其内三十人ハ唐商人三十人ハ其外
五百人ハ唐ゟ来る人成しとそ国之者情願して水練
大工とも申す長曽我部ゟ水ハ角倫
積有七百白米五十俵悉く絹あつて黒船二
書船二十艘翌日十日播因出馬殿羽
檄をとらし其旨申上しけれハ将軍よりの御
御撰ありけり則出馬殿申上らる
あらため上ハと仰付られしハ其方ゟ参て
その船の大さを大工に
廿ハ長サ三十間横二十二間ありて揖の

穴のいろは五番帆の板をかんの生板八風の
きをもて切折しを也残りるおこりよあまれり
船を船中を改めつんとすれ時通辞のものしも
事を要し沙汰しなくて公事日し落候
積入り時くれとくおてまりしてとき時の後
日記を出しはもと八塙田のものなるまもなく
しきものに成るハ塙の記のかれあるかまもの
つとの多くとて也其ほて成沙文の国人
とくき事をいろる事をさ出中と白服
ものハおの也を白八沙文を言丸元親服よ

帰て出星丹の一艘ハ八匹帆のかたいをと言
大沙文をまくき和奉を乗て出を船を乗ハ
元親下はもハ南蛮人高人をとくもさく
くくれ九ものハ百五十艘を横ひんとやちハ
也き浦く明日ち船をもらまを出へと長感さ
はもハ元親船をくくを二をを白日ち出ちの海を
改中被ををかハ回船をくくんとを
の沒漬波ををくくををくくはもハ
余艘来るを回九月廿日ち沙文の分丸元
十月二日を発早くて塙田も四日三日百年

艘を見まじへけるとて上りけるに二十四日より
押出しけるに順風に成て六日の晩に大坂へつきに
けり即注文を以て内見に入れける大形ありて出帆
商売なかりける

注文

一 どん緞子 むきへ　五万端
一 唐木綿　二十五万端
一 金襴 紗子　五万端
一 白糸　十六万斤
一 かんす　千五百 内別ニ三百

一 麝香箱　一 但二人持
一 生きる麝香　十
一 生きる猿　十五
猿のつらのまわり黒く尾長く氣色に似たり
一 鸚鵡　二
鸚鵡は久しく日本に渡りましとて
持中へ生きる鸚鵡一羽人持の麝香箱一金襴尾
子二万端并捧しその様成清家諸侯方へ出馬
也本年中まで至りまして京都へ出帆に影し
きの事なりんありし也并京堺大坂の町人が見

[illegible]
百枚等にて並に持て相模
扶持方八百人分迄有新毎日五百人の市行
[illegible]は舟大工を出府中[illegible]人
[illegible]を仰付[illegible]
[illegible]明年[illegible]
[illegible]胡の[illegible]八人
[illegible]を浦
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
千足[illegible]秀吉[illegible]

慶長二年

有馬某宛書名

白米千石豚二百疋鶏二千羽大根百桶の者
[illegible]温飩の粉五百石下行[illegible]
[illegible]八[illegible]
[illegible]
[illegible]

慶長五年

増補華夷通商考云慶長二年肥前る久の
城主五馬　[illegible]島よりあ[illegible]
一艘焼却せる是ハ日本へ来る南蛮船指
[illegible]有馬氏の舟を海賊[illegible]故也
[illegible]年[illegible]長五年[illegible]
[illegible]陀[illegible]利亜人

[illegible]

交趾ノ下ニ分注ス
和漢考証ニ云交趾ハ日本ヨリ西南里度の西南の方にあり若日本人交趾国に漂流し来る時は日本国にて送り遣すべきなり

慶長十六年

衆が堺浦に来船して初て通商す此度唐山
安南交趾呂宋暹羅迦羅呂宋西洋東捕塞が
の諸国より来船して平戸に渡来
通商す
見世軍書に慶長十六年の秋上総国大原の
沖へ異船流寄て有浦へ打上る若干の
海士共人々合助りぬ異船の姿を見
つるに大なる呂宋国の船にて浦へ
乗て女房子共多く有ものの様
と泥よりひらを魚のめ〻羽ひろき様
て長地将軍家康公にまみえんと異船
吉川より申上る唐船の唐人
共に酒食の水を求る心地して
舟を乞て酒を吉川に
伊豆国にて出し
流る打寄つきとうり
とてきうめてよりて丈
地に家国の打ちうち祝酒を
とりのめ〻異名を名付
あり打〻して一人の

[illegible]

宋國[illegible]

日本國　征夷將軍源秀忠復章呂

宋刺士足下

太歲丙午之秋貴國商船着津於本邦

東關來緘入手卷舒周措況又遠方異

産如目録領之厚意難報矣自西國起

異邦人民作非義非法者其罪尤重任

貴域政化可行刑法也雖是薄物太刀

五把投贈之餘支期望異時船便而已

慶長十二曆丁未孟春嘉辰

[illegible]

呂宋國商船至濃昆數蠻而渡海之時

或遭賊船或漂逆風到日本國程則以
此書與印可道災害者也聊莫渉猶豫
不備
慶長十四年初冬中院
世連郎壽安惠須氣羅
高手八月いきりす舟掛ゟさゝらの舟出帆すいきり
すは海賊し金國の舟を切とり無法の舟と敵とな
日本へ来りてしも同様に舟をみすてまわり此舟ゟは
別に法を定めらるゝ古法度の外也
自伊祇利須至日本國渡海商船於平
戸可賣買他所不許之縱雖遭風濤之難
到本邦之地不可有異儀并諸役免除事
一船中資財隨所思以目録可名寄事
一不可有押買狼籍事
一彼國人若有令病死輩者其荷物不可有
相違事
一船中商客於有罪科者任其國法可隨船
主心事
右可相守此旨者也
いきりすの商船に云

跡趾商舶到本邦渡海節縱遭風
浪之災雖令着岸日本國裡孰地
不可有違犯者也

慶長十年
此條宜移寄七年兩條之下

○同書云呂宋國より使を以て書を送り
をしのぎ慶長十年丙午の夏如授國沛姑の
事を以て書を送り公儀を以て答を送り
慶大の公儀上書を以て来代りあるべきこと
かなしと

慶長十六年

○寄年毎義云慶長十六年に安南を捕塞事
す

慶長十七年

○琉球事略白石著云慶長十年南蛮を捕塞
國初て入貢す

○同書云同十年に泥國王入貢す

○寄年毎義云慶長十七年に泥國王入貢
琉球事略云慶長十二年琉球
入貢す

慶長十二年
宜移十二年上

○寄年毎義云慶長十二年羅古切支丹事
同云同年月孟波國人琉球を行す七月
琉球國を出る久米島に漂着する
同云同年八月南蛮船来他人貢を出す

慶長十四年

国立国会図書館　タイトル『戎夷舶来事略』　請求記号 863-11
ガラス使用

慶長十六年

○駿府政事録ニ慶長十六年八月廿日長崎諸司代
長谷川左衛藤廣著府大明南蠻異朝南舟
八十余艘來朝則状為商賈之由言上有御感云云

○九月十五日於二之丸御覽呂宋人献蒲萄酒南蠻蝋
巻物等云云廿日南蛮世界圖屏風有御覽而及異域
國々之御沙汰十月三日被遣御書於呂宋國玉腰刀
脇刀各一柄為進物長谷川左兵衛奉之

○春平安ニ云長十六年のころハ明乃ひ西洋ハ盛也

慶長十六年

○安齊筆記ニ云長十六年の秋ノキバイスハニトニ玉の商
船難波より乗て西洋へ帰りしを公ち命ありてその
船を照海へ招來を待て還ることを

慶長十六年

○殊號事略ニ云長十六年臥亜國入貢す

慶長十七年

○安齊筆記ニ云長十七年ノキバイスハニトニ玉ち使を
日本へ遣して吉利難風に遇て此のことを術奉
行其礼物と度景を献ち其時ち初て見る

[illegible]年船八十余艘ニ云又所朱印船称[illegible]
お國へ渡西一南を西ち[illegible]唐山の葡萄のかも
ち宮ノ永より年ちそとちる

慶長十七年

○殊號事略云慶長十七年新伊斯把你亜國入貢

○未年表云慶長十七年亜馬港新伊西把弥亜来貢

慶長十七年

○駿府政事録云慶長十七年八月四日呂宋船頭類子御目見献段子及蜜二壷今日長崎飛脚来申云太月廿三日黒船着津白糸十四万斤其外段子等多来云云

慶長十八年

○同書云慶長十八年六月五日從長崎長谷川左兵衛遅羅舟二艘紅毛舟一艘其外漳州舟六艘着岸之由言上云云○廿六日自長崎飛脚到来言上申云唐舟數艘着岸之由申上

廿六日ニ宣揭書

○八月廿三日宣揭書

亦自遅羅木屋彌三右衛門歸朝之由云云○八月二日自長崎花火上手之唐人参府三日花火唐人今日御礼則六日之後夜花火可有御覽之由被仰出伊毛連須今日候殿中献猩々皮十間弩一丁象眼入遠目金六里見之

慶長十八年

○殊號事略云慶長十八年清人刺亜國王入貢

慶長十九年

○駿府政事録云慶長十九年八月十三日南蛮

慶長十七年

○殊號事略云慶長十七年新伊斯把你亜國入貢

○未年表云慶長十七年亜馬港新伊西把弥亜国

貢可

慶長十七年

○駿府政事録云慶長十七年八月四日呂宋船

頭類子御目見献段子及蜜二壷今日長崎飛

脚來申云太月廿三日黒船着津白糸十四万斤

其外段子等多來云云

慶長十八年

○同書云慶長十八年六月五日從長崎長谷

川左兵衛遅羅舟二艘紅毛舟一艘其外漳

州舟六艘着岸之由言上云○廿六日自長崎飛

脚到来言上申云唐舟數艘着岸之由申上

廿六日ニ宣掲書

○八月廿三日宣掲書

亦自遅羅木屋彌三右衛門歸朝之由云々○八

月二日自長崎花火上手之唐人参府三日

花火唐人今日御礼則六日之夜後花火可有

御覽之由被仰出伊毛連須今日候殿中献

猩々皮十間弩一丁象眼入鉄炮二丁長一間程之

遠目金六里見之

慶長十八年

○殊號事略云慶長十八年清人刺亜國王入貢寸

慶長十九年

○駿府政事録云慶長十九年八月十三日南蛮

国立国会図書館　タイトル『戎夷舶来事略』　請求記号 863-11　ガラス使用

[illegible]

[illegible]云云長十七年新伊斯把你亜国入貢

[illegible]云云長十七年亜馬港新伊西把弥亜東

録云慶長十七年八月四日呂宋船

目見献段子及蜜二壷今日長崎飛

月廿三日黒船着津白糸十四万斤

等多来云云

長十八年六月五日從長崎長谷

暹羅舟二艘紅毛舟一艘其外漳

着岸之由言上云云○廿六日自長崎飛

上申云唐舟數艘着岸之由申上

木屋彌三右衛門歸朝之由云云○八

長崎花火上手之唐人恭府三日

今日御礼則六日之夜花火可有

被仰出伊毛連須今日候殿中献

弩一丁象眼入鉄炮二丁長一間程之

里見之

云云長十八年清人刺亜国王入聘寸

録云慶長十九年八月十三日南蛮

漢ヤケイ刺亜　慶七十八年二昭て来りて情況書を献之

ふらんせ

十八年清メ利亜王入聘寸　弥蘭事略下

今代和蘭来聘之事

国立国会図書館　タイトル『戎夷舶来事略』　請求記号 863-11

ガラス使用

人黒船〻頭御目見白糸巻物献之○廿四日自
長崎長谷川左兵衛茶屋又四郎清次来南蛮
唐人商舟來朝之由云〻吉利支丹追放之儀被
成御尋云〻

○九月朔日阿蘭陀人御目見献白糸二丸竜脚
二付丁子二俵大木綿段子等耶揚子出御前虎子
二疋引之來内一疋尾根上毛生有風字世以
為奇也云〻

○十月十三日自長崎長谷川左兵衛飛脚到來
申云太月廿四日伴天連徒黨百余輩大旦

玉滴隱見有南之坊之三字

那南之坊高山右近内藤飛弾守其外長崎中
之伴天連乗舟于天川遣之由申上仰曰御快
氣之由可申遣云〻

慶長二十年

○同書云慶長二十年閏六月三日漳州舟寄來
紀伊國但馬守野遣人見之処載來砂糖撿使
可被下狀之由以後藤庄三郎言上之處恐可
致商買之由被仰出云〻

慶長二十年

○九月九日黒船着岸之由自長崎申來旨後藤庄
三郎言上

寛永元年

○弾鞨国之事寛永元年伊斯把你亜国王入貢す

寛永九年

○寛明日記云寛永九歳十月二日末次平藏
長崎人者於鵜頭國出入有之コクウトウルト
云阿蘭陀人數年被為留置今度阿蘭陀人
御他言申上付彼國被遣之云云

寛永九年

○南蛮雜記云寛永十二丙子年唐船ヨリ唐船ヨリ
長崎湊ヘ乗船一切他方ヘ出ス不申ス

○同書云文祿之初年ヨリ長崎京堺ノ者共
五艘ニテ廣東ヘ京ノ古城ヘ東浦寨ヘ呂宋ヘ渡
羅ヘ渡海ス宋阿媽港ヘ為商賣渡海ス
長崎ヨリ五艘　末次平藏二艘　茶屋孫次一艘

茶屋家ヘ所一艘　茶屋ヨリ三艘　茶屋家次郎一艘　角倉一艘
伏見屋一艘
堺ヨリ一艘　伊勢屋一艘　以上

○同書云文祿初年ヨリ四十年ヨリ南蛮船所ヘ
渡ル寛永十三年ニ至ル南蛮船渡海
一切ヘ制禁ス唐船同ヲ以テ仰出

○歌林尾花記云寛永十二年沙汰ヲ以テ三蛮使来
朝ス大内ヘ支度ス

○寛明日記云寛永十六年七月吾ヲ作出係ミ之内吉利支丹宗門之国ミ之者自今以後渡海之儀被停止畢此上若於指渡候者其船ヲ破却シ并乗來者悉可罰斬刑ト申リ

まてのふしのうらを

寛永十七年○

華夷通商考云寛永十七年酉七月廿日呂宋国日本ヨリ八百余人乗渡ル船ヲ焼ル ○ 長崎ヨリ一艘長崎ヨリ入津ス同六月十四日上使如ク成民部七郎ト十人内ヨリ十人西坂ニテ斬罪ス 朝鮮船ハ津口ヨリ入ル

○ 長崎ヨリ出船ノ中ニ残ル船十三人ハ日本ヨリ来ル者ノ明白也

不知得ノ者ハ金銀ヲ乗来ル ○ 乗来ル一艘并船中ノ者ハ故免ス 唐船ノ乗来ル者ハ

金銀ヲ取ル ○ 七月廿七日ヨリ 長崎実日記ニ載同本書

元寛日記云寛永十七年酉七月廿日天川人三十余

人 寛明日記作六十余人 ○ 於長崎被島首斉被放風長崎表ヘ

雑為漂着皆是耶蘇宗也殊彼盗船之由依有其間

被誅今年筑紫有出其形如牛頭有角大如蓋世

説曰是耶蘇之亡灵欲云云

寛永十七年○

南蛮年表云寛永十七年六月呂宋国ヨリ日本ヘ渡ル船ヲ焼ル 皆耶蘇宗ノ者ハ

七十八人ノ内六十人 ○ 沖ヨリ帰ル十三人ハ赦免ス 尼山本後日本

寛永十八年○

華夷通商考云ハ茶屋ノ高船ヲ焼ル平戸ヲ

寛永十八年ヨリ長崎ヲ

主代一覧所載同本書

正保四年

入津ノ事

○寛明日記ニ正保四年六月昔長崎ヨリ飛脚到来ノ白唐船ノ示
ルトカルコワヨリ長崎表ノ着岸ノ遂[illegible]
船ノ中ノ中ス其注進自録ニ

一船長サ六間但舟ヨリ舳マテ　一横七間深サ七間此舟三百五六十人程乗子共多

一石火矢二間ニ四挺ノ筒多　一艫ノ高サ八間

一帆柱二抱半　右ノ通ノ船二艘兩船ニ石火矢四十八

挺或六十挺ニ申候船中ニ不入故ニ分明ナラス船ノ水際ヨリ中段

ニ二段ニ双テ仕掛タリ船ノ作リハ異国ノ軍船彼国ノ武士此船

ニ乗名ヲ阿蘭陀人ニ申之

同供船

一長サ二十二間半　一深サ四間半　一艫高サ六間　一帆柱一抱半

已上唐船ノ分也

松平筑前守ヨリ出ス役舟　関船六十艘　荷船五十艘　舟数七十艘

鍋島信濃守ヨリ出役舟　関船二十五艘　荷船百艘　舟数七十五艘

細川肥後守ヨリ出役舟　関船百八艘　荷船三百四十艘　舟数三十二艘

小笠原信濃守ヨリ出ス役舟　関船二艘　荷船二艘　舟数六艘

[illegible]力松平ヨリ出ス役舟　関舟六艘　荷舟六艘　舟数九艘

松平[illegible]作[illegible]ヨリ出ス役舟　関舟八艘　荷舟三艘　舟数十一艘

松平[illegible]ヨリ出ス役舟　関舟四十艘　荷舟三十艘　舟数七十艘

正保四年

入津ヒ[illegible]

○寛明日記ニ正保四年六月廿日長崎ヨリ飛脚到来ス白唐船ノ示ハトカルコワヨリ長崎表ヘ着岸ヲ遂会議ス自彼國日本ヘ使船ノ中ヲ中ス其注進自録ニ

一船長サ六間但舵ヨリ舳マテ　一横七間深サ七間此舟三百五六十人程乗子共多シ

一石火矢廿一間　一艫ノ高サ八間

一帆柱二抱半　右西ノ船ニ舵兩船ニ石火矢四十八挺或六十挺申候船中ヘ不入故ニ分明ナラス船ノ水際ヨリ中段迄二段ニ双テ仕掛タリ船ノ作リハ異国ノ軍船彼国ノ武士此船ニ乗名ヲ何茂陀人申之

同供船

一長サ二十二間半　一深サ四間半　一艫ノ高サ六間　一帆柱一抱半

已上唐船ノ名也

松平筑前守ヨリ出ス役舟　関船六十艘　荷船五十艘　舟数七十艘

鍋島信濃守ヨリ出ス役舟　関船二十五艘　荷船百艘　舟数七十五艘

細川肥後守ヨリ出ス役舟　関船百八艘　荷船三百五艘　舟数三十二艘

小笠原信濃守ヨリ出ス役舟　関船二艘　荷船十艘　舟数六十艘

毛利甲斐守ヨリ出ス役舟　関舟六艘　荷舟五艘　舟数六十九艘

松平丹後守ヨリ出ス役舟　関舟八艘　荷舟三艘　舟数六十二艘

松平阿波守ヨリ出ス役舟　関舟四十艘　荷舟三十艘　舟数六十艘

保四年六月昔長崎ヨリ飛脚到来ノ白唐船ノ示
長崎表ヘ着岸ヲ遂会議ノ上自彼國日本ヘ使
進自録云

一横七間深サ七間此舟三百五六十人程乗子共多
一艪ノ長サ八間
右両ノ船ニ飛両船ニ石火矢四十八
候船中ヘ不入故ニ分明ナラス船ノ水際ヨリ中段
掛タリ船ノ作リハ異国ノ軍船彼国ノ武士此船
陀人ニ申之

一深サ四間半一艪高サ六間一帆柱一抱半
船ノ作也

出ス役舟	関船六十艘	荷船五十艘	舟数
出役舟	関船二十五艘	荷船百艘	舟数
出役舟	関船百八艘	荷船三百五艘	舟数
出ス役舟	関船艘	荷船十艘	舟数
出ス役舟	関舟十艘	荷舟五艘	舟数
出ス役舟	関舟八艘	荷舟三艘	舟数
出ス役舟	関舟六十八艘	荷舟五十二艘	舟数

国立国会図書館　タイトル『戎夷舶来事略』　請求記号 863-11
ガラス使用

右大公七人三方ヨリ役舟那合八百四十九艘内 関舟三百八十艘 船舟五百七十艘

人数之覚

一万千七百三十人

一万六百人

八千三百四十人

六千三百十人

三千八百七十人

千六百七十八人

千九十人

三千三十五人

二千七十九人

右井ニ乗ル人数都合四万五千五百人

内訳

右井ニ乗ル人数ノ内ニ船ヲ漕ル人ハ長崎ニ船ヲ漕ル人ハ其

海路ノ悪敷切テ唐船ヲ出サス又船ニ支度ス中ニモ五田

ヲ作ル人数二万人ハ責船一艘ニ付二百人ニシテ大

九鉄ノ鎖百尋余ニ拵百筋計ニシテ両ノ端ニ八十貫

目ノ碇ヲ付大木ヲ以ウケヤシ鎖トシ鉄ニテ打船路ヲ幾重

モ張切タリ細川能ハ唐船ヲ以テ一尺八寸廻リ綱ヲ

拵ヘ長サ二三十尋ニシテ是モ左右ノ端ニ右ノ通ニ大碇ヲ付

ウケニハ厚七八寸長サ三百計充ノ拵ヲ斜ニ付鉄ニテ打付

表重ニモ張切タリ皆唐船ノ海ヨリ湾ヘ出スヲ見テ
也右之注進目録ノ左中ニ抜見シテ則入上覧ト云ヘ
○廿二日唐船ノ軍船ト云弥更多人数ニシテ石火矢多仕掛
置由沈防スヘキニ非ス弥通路ヲ取切テ妥細ニモヲ穿鑿
シ其根ヲヨリ注進仕可受旨ト知ルヘシ又唐船理不尽ニ漕度シ
ハヘ共ハ一人モ不漏可討取旨有 上意依之彼表ヘ向メル大名九
人并長崎奉行肥前守方ヘ松平伊豆守ノ部豊後守ノ対馬
守連署ヲ以テ申遣ス
○廿六日晩景ニ長崎表ニテハ筑紫大名等唐船ノ際ニテ表中
船掛ヲ掛上ニ歩ノ板ヲ敷九程ニ往来其利ヲ得事恰モ三條ノ
大流ノ如シ細川肥ハヲカ先手細川刑ア長岡豊物両大将上ヲ
人数雑兵六千余人ヲ選ス深堀ト云海ニ船ヲヲ交鍋島信
濃守人数二万人以外諸大名ノ人数ハ不分明故ニ不注右唐船ハ
保流戸古和ト云所ヨリ来彼古和ト云所ヲハ申ノ年ニ出船シテ
今年丁亥迄四年ヲ経行着岸スル由也去年中着岸可仕然
ニ七月十六日ニ海上ニテ大風ニ逢天川ヘ吹寄テ彼地ニ逗留シ風静
リ日和ヲ見合モ出船シ漸ク七地ヘ着岸仕ノ中ヲ中ス其故ヲ問尋
ハ古和帝王代船ニ付其子細ヲ日本ヘ中達シ所記中上度由也
抑古和ト云所ヨリ七時ニテハ一万六千里ノ行程也所節阿
蘭陀船モ四艘ニテ着岸シテ居タリ右ノ注進ノ為去ル七月

長崎ノ浦ニ來ルト也

○九月廿九日長崎ノ飛御到來ノ中ニ唐船ニ儀西国大名ノ人数及
漂ノ口ノ取切或ハ鐵ノ鎖或ハ苧綱ヲ以テ其通路ヲ張切船階ヲ
以テ表筋ヲ通ノ付テ仕寄又行束捶楯ヲ捶双其影ニ石火矢
大筒佛郎掛等ノ仕掛半ノ船ノ可責射ノ相顯ス故ニ異國人
大ニ驚テ通事ヲ以テ様ニ中分仕其筋ハ古和ヨリ韃靼國ヘ
行船也然ニ難風ノ障ニ依テ不慮ニ日本ノ地ヘ漂泊シタリ金ノ
日本ヘ敵對ノ心有テ來ニ非スト再往ノ問答アリ其上古和ヨリ韃
靼国ヘ參詣文数多出之願ハ船中ノ輩カ命ヲ救助本国ニ返
可給之旨ヲ歎中候唯今ノ躰ニ中ノ日本人ニ對シ敵對可仕

躰ト不見由ヲ注進ス別達上聞然上ハ別儀ナシ無眞
輩ノ理不尽ニ教サンモ不便ノ至也弥打寄テ会儀仕ラ
遂テ異儀ナク不宥免シテ可帰遣但式方ヨリノ問答事新
奉行人唐船ニ来移テ信道且ヲ相改テ異ナル兵具ハ武器
佩並ヘシ次ニ両船ノ中ニ石火矢多仕掛ル中有其聞然ハ他
石火矢一艘ノ船ニ四挺ハ八挺ノ外ハ七船ニ若亦（カラズ悪ル）
ヘシ其外ニモ見合次第兵器ヲ抑留シテ可然式義ヲ付ラ及
異儀ナ一人モ不殘可切捨也有御下知候之上ニ弥ヲ以テ書
ニシテ仕立守書ニ寄對ラ寺連到シテ長崎奉行并ニ四番事
ノ方ヘ遣ス又一通ハ右ノ趣ヲ認テ松平筑前守細川肥後守鍋

嶋信濃守松平伊豆守立花左近将監小笠原信濃守相馬
作守寺沢兵庫頭大村丹後守之九人方へ遣ス其之外
ヲモ改サスヘシトスマシキトモ又解中ニハ改サセテモ兵器ハ渡スヘ
キ難法スルヲアラハ時刻ヲ石移ス火急ニ責テ一人モ不残可切殺
旨ヲ載タリ

○華夷通商考ニ云寛保元年六月廿日南蛮の船ヒトツ
舟二艘ヒトツ島ヨリ出ル廿七日長崎ヘ着 近国の大名衆
人数を集メ兵船をとゝのへ警固あり江戸より使
あり八月六日 長崎奉行より 帰帆せしむ

○徳日本王代一覧 宝永元年ニ云 宝永元年七月南蛮船来

長浦ヨリ来ル 大獄ニ九州の候伯ヲ命シテ是を追返
す

寛文五年

○華夷通商考ニ云寛文五年六月廿二日阿蘭陀
舟一艘長崎ヘ入津同廿四日解纜ス火出て焼失
すと云 石火矢二挺放ス
草陀人一人焼死荷物ハ
ニ子貴国の貨物一切ヲ庆長

寛文十三年

○同ニ云寛文十三年 即延宝元丑也 六月廿四日正午ニ入船
一艘長崎ヘ入津 阿蘭陀の船ハ大唐国ヨリ日本ヘ
年ヒトツ来リテ商賈セリ 以ハ

嶋信濃守松平伊豆守立花左近将監小笠原信濃守相馬
作守寺沢兵庫頭大村丹後守之上九人方(遣ス)美之船中
ニモ改サスニ〆スマシキトテ又船中ニハ改サセテモ兵具ハ渡スヲ
不難法スルニアラハ時刻ヲ石移ル火急ニ責テ一人モ不残可切殺
旨ヲ載タリ

○華夷通商考ニ正保四年六月廿日唐船の和泉ヨリ
舟二艘ヒラフ島ニ来リ廿六日長崎ニ入ル迫国の大名六
人物を借リ兵船をとらの(船)国ありヲ江戸ヲ出ル
ありて八月六日長崎ニ着ス(八月ヨリ)帰帆せしなり

○後日本王代一覧(伝ヲ)ニ正保三年七月唐船一艘船北
長浦ニ来る大獄ニ九州の候伯ヲ命して是を追返
す

寛文五年○華夷通商考ニ寛文五年二月廿二日阿蘭陀
舟一艘長崎ニ入津同廿四日船中ヨリ火出て焼失
すルヨリ石火矢二挺放て岸をあやまる阿
蘭陀人一人焼死荷物ハ(ん)ら糸七万斤銀三
万貫目の貨物一切ヨ庚辰ヨリ焼ケリ

寛文十三年○同ニ寛文十三年(即延宝元癸丑也)二月廿四日正午ニ船
一艘長崎ニ入津阿蘭陀の商船大唐国ヨリ日本ヨリ
帰ル一万千七百里ヨリ一万七千里ヨリ以ハ
年ヲ来て南買せしなり此時ハ長崎

延宝元年

○恭子年表ニ延宝元年南蛮イキリス人長崎ニ
入港交易ヲ乞ヒ許ス

延宝八年

○華夷通商考ニ延宝八年六月十五日巴旦（日本より海上千五百里大
宛の南の方ニ多くあり）の船一艘来合ナモ人（長崎出船後六十八人）
乗ル伝来也モ寄ル（長崎出船後六十八人のうち）十五人ノ
ヒ送ル内十五人ノ内ニ
四人ノ（長崎出船後六十八人のうち）者共ハ海ニ而死シ
（長崎出船後六十八人のうち）者共を葬ル

事を始り九月九日に来る毎年毎度貢
物ハ銀ニ而死ノ者ハ海ニ捨ル干魚
白石二石ハ下の寺院ニ
ハ（長崎出船後所載大同小異）

貞享二年

○同書云貞享二年六月二日亞媽港（アマカウ日本より九百里ある廣東の南の海ノ内）
川口ニ船一艘長崎ニ入ル是ハ伊太利国ノ船
村の者十二人南内船ニ而帆の対綾ハ
二月七日あるかのうちニカレイラと
迯ると成ル長崎ニ
合ヤうわ

国立国会図書館　タイトル『戎夷舶来事略』　請求記号 863-11　ガラス使用

来ハ従来之役を勤つゝ来りても吉利支丹宗
門の御制禁の旨申渡し商人致すとも七月廿六日
めさしめられけり（正徳五年長崎志所持所載同書）
年表に延宝元年英吉利亜イキリス人長崎え
交易をこひ来りしにより許免なし
安南国之延宝八年六月廿七日巴旦（日本より海上千二百里）大
国の船一艘乗合十七人（長崎志所載又十八人とす）日本へ漂流之
阿東出帆守等より長崎に送りて十二月の日本屋
[illegible]本人のうち夫之人長崎にて病死
（長崎志所載八十六人のうち壱人病死しと）
之御吟味を遂られ本国を帰らし候

挂り九月九日本来唐船にて舟并舟主の商
請手を乾のことにて薪水をあたへ甘口布子干魚
石乳ト伽羅陀へ渡し送り返されけり
（長崎志所載又同小異）
云貞享二年六月二日亞媽港（アカハ）（日本より九百里東南の方に有廣東南）
船一艘長崎え是八伊太利亜国之使節
二人商内船にて阿媽港迄帆の時難風に逢て着
日あたりのうちにてカレイラと云ふ人漂着
[illegible]来り[illegible]を召天川人十七人乗
[illegible]
御制禁の国なれハ堅く相断つかハす

白米カ

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『戎夷舶来事略』　請求記号 863-11
ガラス使用

[illegible]

面を[illegible]

[illegible]

[illegible]

貞享四年

○同書云貞享四年八月呂宋（壹湾の南昔ハ八百里）の[illegible]

[illegible]の船一艘絶倫漂流す青音絶命

[illegible]舟あり[illegible]本国を出時

[illegible]人あり海上八人飢死一人殺之他伴

[illegible]流死[illegible]又二人死し殺之

[illegible]病死す舟の[illegible]十同[illegible]

[illegible]の異化の[illegible]也宋の[illegible]（壹貫[illegible]）[illegible]

元禄五年

○長崎奉行眼鏡云元禄五年[illegible]月松平[illegible]

漂着の異国人二人を[illegible]より送る唐人[illegible]南

陀人[illegible]通詞[illegible]一回云

[illegible]八人乗合あり[illegible]藤[illegible]北[illegible]之

のこ[illegible]ん人[illegible]異国人也

元禄六年

○同書云元禄六年八月四日[illegible]

[illegible]一艘長[illegible]弐船[illegible]交趾

[illegible]の女九人[illegible]船[illegible]あり[illegible]の交趾の

船[illegible]彼船[illegible]

大風[illegible]放流[illegible]

[illegible]

呂宋を経て送り来りしを
面をそれ[illegible]山[illegible]交元国七月廿[illegible]
[illegible]の事[illegible]
同書云寛永四年八月呂宋（壹湾の南の島なり八百里）のうち[illegible]
[illegible]の船一艘絶海陶然[illegible]浦より漂えす青竜絶島
者[illegible]舟あり[illegible]送り[illegible]本国を出時
[illegible]人あり[illegible]海上にて八人飢死一[illegible]
[illegible]流[illegible]又二人死し[illegible]
[illegible]病死す舟の[illegible]十月[illegible]
象の異化の[illegible]呂宋の[illegible]

寛永四年

大風にて放流せし[illegible]

寛永五年

長崎奉行眼鏡云元和六年六月松平[illegible]
漂着の異国人二人を[illegible]より送り来る唐人の南
陀人[illegible]通詞[illegible]一回云
[illegible]八人乗合ありし[illegible]北[illegible]
のうちゑん人[illegible]異国人也[illegible]

寛永六年

同書云元和六年八月四日土佐の船暹羅（八日本ちゃむ）二千四百里
唐土ちゃんの西[illegible]一艘長崎に来る式船と交趾
[illegible]の女九人[illegible]あけ出せんとの和交趾の
船[illegible]彼船[illegible]をたのひ[illegible]の由来し

国立国会図書館　タイトル『戎夷舶来事略』　請求記号 863-11
ガラス使用

[illegible]

年○同書云寛永四年八月呂宋（壹萬七千の内昌ち八百里）のうちもつてつくること
云々の船一艘絶海浦より漂えすと云月台湾絶船
者ちに舟あるこれを送り本国を到時
ん十人ありしに海上にて八人飢死一船之絶海
に流れ出ずるまでなおさらに又二人死し残之
もまもなく病死す舟の内十人にて船を
乗の異化の所也呂宋のもの（壹貫）

年○長崎奉行眼鏡云元禄五年五月松平讃岐守
漂着の異人二人を長崎より送り来る唐人の南
陀人なり通詞にて意味を問一日云
問ひて八人乗合ありし之藤十郎
のうちやん人異国人也北之
年○同書云元禄六年八月四日土佐の船羅二十四人
唐土より西一艘長崎に来る式船交趾
の女九人あり船あけ出せんの
船海にて彼船をもひくてのもの

大風にて放流せし

よしにまかせて帆あさしめられけり

○同十六同年十月八日漂ひ舟に日本塩飽の者七人のせて長崎へ来る、是ハ去年十月難風に吹流され
まよへるを助けおき送りかへせしとやさ

○同書に同年八月廿九日唐船に日本人七人のせ来る
件の唐人ハ普陀の者にあらず也 華夷通商考云普陀山ハ寧波府の内定海県にある島也補陀落迦山と号し又梅岑山とも云観音の現地と云事あり お家の名を居住せる日本の僧慧萼といふ人の開基也

○塩飽元禄十六年八月廿七日の津へ唐船流れ来る
守より船を出し何れの舟なる事を問しむ [illegible]
来るにまかせて不通日本船をもつて長崎へ送る

けまゝ成りし鉄砲打出して敵寺等に大筒を
放して去らんとするを不通して兵士あまた
出し大筒を以て唐船を打砕る船やうやく焼人皆
溺死しゝやうて諸船へ[illegible]ハ薩摩の漁り
あなぎ兵士白銀时後を贈る事ハ本記す

○円堂隠元寺 一名円堂又号勅願 本名初辰椀子甫篆 云宝永五年十二月
十二日長崎より奥州宮城薩摩[illegible]呈風人
阿蘭陀遊詞口述にて大通人ハ日本口[illegible]
書物を拙[illegible]事を[illegible]
去[illegible]子傳掛[illegible]九年[illegible]附[illegible]を

よしよしやかて帰帆致させられけり

元禄六年 脱字可尋

○同十六日同年十月八日暮ゟ舟に日本塩飽ノ舟当七
人のせて長崎へ来る。これハ去年十一月難風に吹流され
まよへるを助けおきたるよし承申来りしとやさ

元禄六年

○同書に同年八月廿九日福州より日本人七人の乞来
る件のことハ右の書つあくのことの也 華夷通商考云普陀山ハ寧波府の内定海県にある島也補陀落迦山と号し又梅岑山とも云観音の霊地とす寺あり本家のとき居住す日本の僧慧萼といふ人の開基也

元禄十六年

○塩屋云元禄十六年八月廿八日の津へ唐船流来る
守より船を出し何出の舟なる事を問しむ云塩屋
嘉へ参りしを前て不通日本船を見て嘉始まる

けぎ成りし鉄炮打出して敵寺寺から流を
放して去らしめとすれども不退して兵士あまた
おし大筒を以て唐船をお焼る船やけて焼人皆
沈こしやがて寄手残らず討ちとりしハ寛永の世ゆり
ありしと兵士らハ白銀時従て賜ふ妻ハ及就さ

寛永五年

○円覚院記年 一名円覚寺山彭飛と云本邑知良梅子甫篆 云寛永五年十二月
十二日長崎より戸来に写る全戍薩摩ノよの未く異国人
阿蘭陀通詞日色云乃に大夷人ハ日本に
書物を相改め御下知により
申上御市子仏掛国九年御改所より

此年紀所住國ハいつくや年ハ幾つと尋ぬれハ様々なる事
物八冊 大隅國屋久島ニ[illegible]人と申せしに大いに驚き
書出し候写しに付今日より薩摩より一[illegible]守護致し
[illegible]して人数二千五百人来りに大勢人々見物
[illegible]人（せいめいさま）七十人二十すぎ異国の[illegible]の絵姿
[illegible]見て[illegible] 角面白く鼻高く押[illegible]南蛮國
三百切支丹の出家にて 七十[illegible]仏弟子入[illegible]
のは[illegible]にも話し口に[illegible]の八年[illegible]
如薩摩より[illegible]か屋久の島より[illegible]薩摩中
[illegible]異人来るに 船に乗し薩摩へ[illegible] 屋[illegible]

正徳四年

屋久の嶋より阿波之船二三艘[illegible]候を[illegible]
[illegible]阿波の船に二三人[illegible]
[illegible]異人[illegible]江戸へ[illegible]

○南蛮雑記云 正徳四午年 当年中[illegible]
[illegible]今[illegible]唐船[illegible]
[illegible]通詞[illegible] 不法[illegible]御を[illegible]
[illegible]海[illegible]國[illegible]
着[illegible]の[illegible]捕[illegible]
[illegible]以[illegible]阿波[illegible]帆[illegible]
一[illegible]

正徳五年

○同年五月徳五年二月上使伊丹波守同
石谷左兵衛尉唐船番船商賣法新例
改定位牌法初り一七年船数三年船数
高定法に形を作事に位牌不在ゆえ用捨
帰り

享保元年

○同年享保元丙戌年武州番船中金太
年位牌を作変者共日本にて年号を用ひ清方
官府を称し（同年）同年清国官府より如
牌縣官より布政司指揮使徳猶指揮使上表
表文一路延ありしかの家号を記載
年号船入港之具船八日より入港せり

○同四月積荷列汝漢船清国七月廣東欧
洲船清国八月議の如胡記
船清国廣東二十九人番和札備
信

○唐表文に形を大唐国に況位牌を
欧スルの文にて欽定高
主人唐船に沖出法形を作
船に形を表文に形を作
事に形を作事を作

正徳五年

○同年正徳五乙未年二月上使信丹波守殿
石河土佐守殿唐船商賣法制
改定位牌之法初り一年船数三拾艘
唐船定之法船之数を以位牌一枚宛渡
帰い

享保元年

○同年享保元丙戌年武州豊島郡中金杉
年位牌を以受之者共日本へ年号を用い渡り
唐人屋敷之数年 同年より唐人共
妻子を連来り 官府出かり如
[illegible] 縣書より布政司指揮侵掠状上
[illegible] 一弱延アリしかる家号義定
年〻船入港之具船八コリ入港せり

○当四月積荷刈込船流七国唐人欧
〻破船し当唐道乗い船八金銀り如胡訛
船ニ付唐人面和札備ニ下船唐人二十九人
亡

○当春唐船ニ乗ル大唐四人沈没ス
阪スルヲ以ヲ以キヤ下銀壱高
主ニ人唐船ニ沈没ス 如ク郭京院ト
[illegible]

○同七年正徳五乙未年二月上使信濃守波多野
[illegible]唐船南京出船
[illegible]改定位牌之法初り一七年船数三年船数
[illegible]定之法船数[illegible]位牌一枚宛用
[illegible]

○同七年享保元丙辰年武州[illegible]船元中金太
年位牌を改定之者共日和之年号を用ひ渡り
[illegible]官府[illegible]如
[illegible]縣官[illegible]布政司[illegible]使[illegible]上表
[illegible]一[illegible]延[illegible]ありし[illegible]

二件不表

年〻船入港[illegible]具船ハヨリ入港せり

○当四月積荷[illegible]列汝漢船[illegible]流七回[illegible]破
[illegible]破船[illegible]当[illegible]ハ会議[illegible]如胡[illegible]
[illegible]船[illegible]唐人[illegible]二十九人[illegible]
[illegible]

○当表[illegible]船[illegible]大唐[illegible]
[illegible]
主[illegible]人当[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

遠国奉行カ

○津ノ唐人九
佐賀新加任
解ナ校之元

○ちゝ(の孫)より義を乞し列侯漁船一艘の唐人九
人の死骸二月晦帆ヨリ遠し力ハ

○八月七日陳祖紀船一艘入津し於領国ちゝ年三年
年を乞し任解上表載判を賜し商賣を殘事
文元年 乞て上て入津を乞し外商八月中旬
月四九月七日ちゝ年三艘入津せり 解任解ヲ以テ入津スルモノ秋
年ちゝ代陽

○護花開陽兵云寛保元年百十二月十日出代表山和

平八郎支配八丈島南京船一艘漂流ちゝ
七月入津の商船難風に遭ひ八丈島に
着船して船破損し島の人民陸へ上し
揚げ書(分け)を委細に乞ひ乞ひ取定ち
川ちゝ七十人乘り拵殘り荷物他所へ
帯ち乞人乘一艘ちゝ船の影
〳〵あり

宝暦四年

○青栗圓陽筆云寶暦四年十月伊豆國八丈
島に南京船ちゝ発西の船七十
一人乘合りて七船一艘月晦ちゝ

宝暦十三年上
脱書名

南京商人（篤山 程叙南）書を江戸へ奉り長崎表へ送り
〔？〕なと遣ス

云宝暦十三年癸未朝鮮人來朝正使通
政大夫吏曹参議知製教名趙曮副使通
訓大夫行弘文館典翰知製教名李仁培従事
通訓大夫行知成均館司成知製教名金相翊

明和五年

書記中同此ニ云 明和五子年七月十七日紀州
浦へ南国船漂着す 船長八丈六尺二尺四人
乗組二人四ツ時より也唐人廿人来泊す
陳長利 廿九 林玉 卅二 李満 卅三 好壽 廿九 孫玉 卅五 以下

十六人唯し福州府より南京（漢名閔汝南より）へ商売ニ行
り雑貨を積ミ帆柱折れ吹流され〔？〕より荷物ハ
荷色大小四百余又白糖 丁香 氷片 沈香 赤糖 陵表
鯉殼 寒 魚皮 檳榔子等甚多し 〔？〕
長崎表へ送りつかハさる

明和七年

同書云 明和七年五月中旬（泰平年表云 五月上旬） 豫州多津浦
（泰平年表云 肥前浦中）へ朝鮮人（船）漂着す 彼国全羅道都領 岸巌縣
振村の商人三十四人 当年正月廿八日上船して漁猟
ニ出しヵ難風ニ遭ひ帆ハ吹失ひ二十二人死亡ス 残り
十二人（泰平年表云 廿二人 一説云十余人）中邦之のつて漂着スと云す

安永四年

○元山本続いて五代一兄ニ[抵]ち永四年五月志州之浦
南へ流流人屋敷
○浦屋庫ニ志摩国答川の浦より
魚人の海時代を出ること
[illegible]

安永九之上脱
書目

○
國朝夷邦弘夷村の海より南京人漂流すること
二人中船間二丈九尺人船橋七丈間二丈四尺人中艙間
千等多夜投す船主南京の沈敬瞻をもって七十
八人乗合り乾隆四十四年十月十日出船一同廿一日
敬瞻運船を乗し書簡流して今年正月廿九日
とうの海を日本の長崎に向う方

安永四年

○元山本続いて六王代一見之ち安永四年二月志州の海
南へ流来人漂着す
○薩摩国志州の海より用の海より
魚人の海に出て魚を取りて人を殺して奪
（中略）

○安永九之上脱

書目

○
國朝夷邦名勇村の海より南京人漂着す乗船長崎
二人中艙間二丈九尺船橋長三丈間二丈四尺中艙間
千等多夜投す船主南京の沈敬瞻をそなう七十
八人乗合り乾隆四十四年十月十日出船一同廿一日
乗船を乗り南京に着し
そなう船を日本の長崎に

此会議のとき大坂にて傳所機り字號をも改めたる
おもと送る歟を夫れ船路対うす事ゟ本国へ帰る
遣されたり
丘山本統り中王代一覧に安永七年五月志州の浦
南へ琉球人漂着す
薩摩志摩国の浦よりもからうちの
漁人の浜時に異国を見て人を乗せて来 拾よ未
此年多船に琉球人漂着のよしきこゆ
このみとゆめのとくとかうふはるかそのほか
はるかなり二そうる人の来たるを船やさき

さうてやうにそていふことの是れはさ
いさはのひとおさやうさらのあそし
かねをやくやうなる
云安永九年子五月大岡兵庫頭殿分安房
國朝夷郡白浜村の浦に南京人漂着す船長拾丈
二尺中艙濶二丈九尺舵梅長三丈濶二丈四尺中檣欄
千等多段損す船主南京の沈敬瞻をはじめ七十
八人乗合なり乾隆四十四年十一月廿日出船し同廿一日
難風に遭逢船を失ひ漂流して今年当国に
たどりつき日本の長崎へいかう方もあるや

沈敬臆を敬ることを[illegible]
[illegible]則未[illegible]石味噌無貴国胡麻油一石薪四千束
干物一万二千枚酒十樽蝋燭三千挺
油一石雲母漆蒔漬千本船中へ送り物ハ如船
来の荷物幅廣大白絹酒百樽及大瓶
紗綾二百疋及 羅色地羅綿百三十疋及 紅色毬六百枚 [illegible]
唐南蠻甲冑牙の象白さとう氷さとう茶碗
いろいろ紙筆紙磁器大さん木茶碗の絵ハ虎皮
沈白鈔の面ハ幅さの物細工物ハ多し
青栗園随筆云安永九年[illegible]月[illegible]日[illegible]国胡

安永九年

寛政五年

[illegible]邪の中ハ異国船ハ[illegible]望ニ言南[illegible]
四[illegible]不[illegible]南京の高い船ハ[illegible]ず船大サ[illegible]
十七間ハ[illegible]南京船ハ沈敬臆[illegible]七八十人 復義国 [illegible]七
人[illegible]会[illegible]国役地役出帆[illegible]難風[illegible]
船[illegible]山[illegible]長[illegible]
十日[illegible]会議の[illegible]牛[illegible]送[illegible]
寛政五年九月三日 魯西亞 日本東北一万四千里 [illegible]幸
[illegible]送[illegible]
[illegible]国[illegible]月[illegible]日[illegible]
[illegible]義[illegible]

取上ケ[illegible]弟の人長崎ニ来リ[illegible]と示流あって伝保と
[illegible]ハ彼国の舟ハ[illegible]ハ幸運成
吉ハ伊勢の白子の船なりを明二年十二月後の
伊[illegible]尾州[illegible]吾国無[illegible]雲[illegible]十二年[illegible]
渤海国[illegible]式部[illegible]
北窓漂流云[illegible]唐土[illegible]の猟船
[illegible]
の[illegible]丙辰の春船中の漁人[illegible]七八人[illegible]
[illegible]百日[illegible]
[illegible]年[illegible]関[illegible]伊勢の人志村

寛政七年

寛政十二年

惜武脇
夷人奇曲

[illegible]
漂流して文盲なり[illegible]ハ逗留の事の[illegible]
[illegible]ハ二三人ハ
[illegible]仙[illegible]扇面[illegible]
[illegible]也[illegible]
日本の面目なり
第[illegible]寛政十二年十月十日大唐寧波府
の船人劉[illegible]其徒八十六人を以て神[illegible]
[illegible]雲[illegible]対逗留の[illegible]
[illegible]唐曲四年[illegible]

○環海異聞云文化元年九月合浦西亜船一艘北方長崎の伊豆ヶ浦に来同湾口接使角人の業院の墓碑を発掘し和船に乗せ寺社神の墓碑を毀ち

しむ西王の使レサノフ成ハトレフ方物を献ス長崎奉行の指図を待て沿岸を巡り和船日本

国風を陸地に伝て西洋南蛮の地を経て日本

舟子を西亜に送り帰国せしめ又成ル仏蘭

西王に長崎奉行を遣わし信牌を与へ

地図を考

浦賀に入り八月朔日景晋を長崎に遣わす文化

二年二月末景晋長崎に到り初レサノフを

官舎（高人の家を官舎と称し官府に準ずるなり）に招き

て数向あり和蘭商館の人之年和蘭

書を長崎に送る八月官府

より出せる和蘭人長崎に来る西王の使者

長崎奉行に書を出す

すなわち信牌を与へ長崎

奉行に帰国を遣

て方物を献ず長崎奉行より西王

の使者を出す我国八西洋の域を実

[illegible]

文化四年
又脱書名

〔奉行年表ノ本取トスル
ハ何ニヨリテカ殊ニ
書名ヲ省メカサレハ
斯バカリニテハウキタル〕

[illegible]

戸浦ヶ[illegible]ハ山サノウト等俗伏して三月十八日長崎を
発して対馬国に[illegible]なし伊尾の冊子ハ大ん[illegible]
青月七日[illegible]伊尾の[illegible]の十六人[illegible]国を
流を[illegible]の[illegible]
[illegible]流し[illegible]百姓[illegible]九人[illegible]
[illegible]花[illegible]只八[illegible]

奉行年表所載
同本書

云文化四年四月十三日第版ヶ三百里
程北の方東奥懐夷地エトロフ島のうちナイホと[illegible]
([illegible]百姓[illegible]上陸して乱妨[illegible]
奉[illegible]

奉行年表南部大[illegible]
言上書より[illegible]

文化五年
○泰平年表之内文化五年八月十六日西戎清国
の大船長崎に渡来之由 長崎奉行より
出帆す同十八日長崎奉行より
異国船乱妨者ども有り日本の防禦を
設不用法ゆえ切捨すべし
文化六年
○同書云文化六年四月十日日向国那珂郡福島
湾に異国船渡来之由 長崎奉行より
文政元年
○同書云文政元年六月十六日西洋清国利亜船豆蘭
浦湾沖へ渡来す
文政二年
○同書云文政二年閏十月十日伯州八橋郡赤碕浦に切船
南蛮人渡来す
文政七年
○同書云文政七年閏八月十八日薩州坊津に異国船来
来候旨 武家御役所より人数を出し
追払申候云
文政九年
○同書云文政九年閏四月唐船遠州浦に漂流
州南部家の所有船神倶丸文政三年閏四月
しもつけ国へ流れ寄り
唐人五人にて護送せり

863
11

国立国会図書館　タイトル『戎夷舶来事略』　請求記号 863-11

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『戎夷舶来事略』　請求記号 863-11

ガラス使用